

歩道舗装の個別施設計画

大阪府 太子町

令和1年11月

目 次

1. 舗装の現状と課題

- 1.1 管理道路の現状
- 1.2 舗装修繕予算の現状

2. 舗装の維持管理、修繕計画の基本的な考え方

- 2.1 舗装管理の基本方針
- 2.2 管理基準
- 2.3 点検方法・点検時期

3. 計画期間

4. 対策の優先順位（補修計画の方針）

1. 歩道舗装の現状と課題

1.1 管理道路の現状

(1) 管理延長と舗装延長

幅員区分別延長内訳						総延長
1.0m未満	1.0m以上 ～1.5m未満	1.5m以上 ～2.0m未満	2.0m以上 ～3.0m未満	3.0m以上 ～3.5m未満	3.5m以上	
0.14km	0.72km	1.82km	3.01km	0.38km	2.63km	8.7km

1.2 舗装修繕予算の現状

車道舗装修繕については「舗装の個別施設計画」に基づき計画的に起債事業として実施されている。

歩道舗装修繕についても計画的な実施を計る。

2. 舗装の維持管理、修繕計画の基本的な考え方

2.1 舗装管理の基本方針

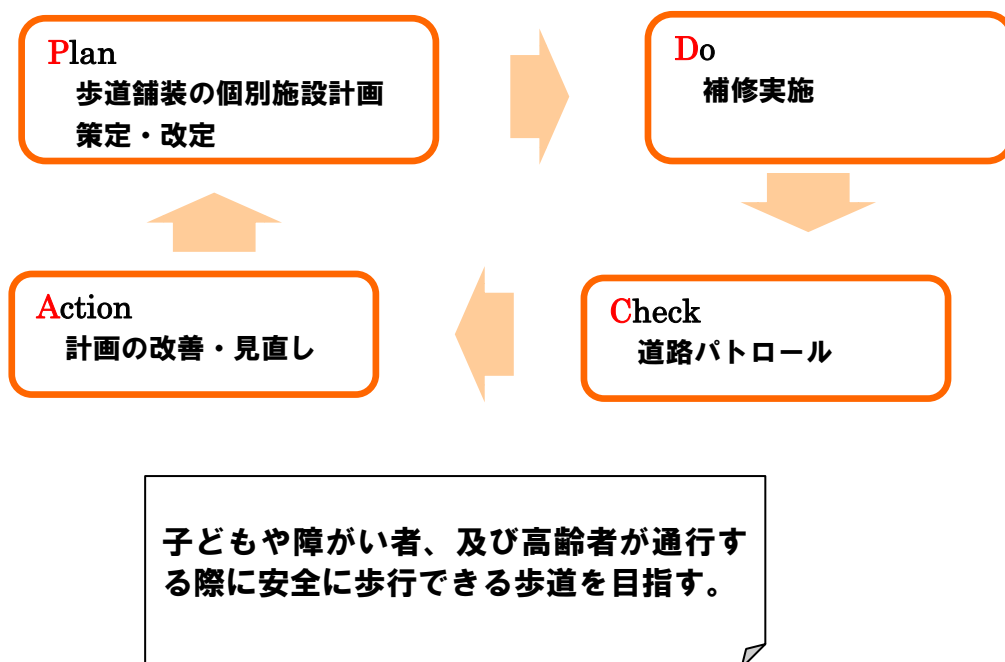
①歩道舗装の維持管理について

歩道は、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人が、安全に安心して快適に通行できるよう維持管理に努める。

②歩道舗装修繕計画について

太子町が管理する歩道を適切な管理状態に保つためには、効率的で効果的な計画を策定し、それに準じた補修が実施されることが求められる。

そのため、PDCA サイクルに基づいて効果的・効率的に運用して定期的な道路パトロールを行い、新たなデータを基に計画の改善・見直しを行うことで継続的に運用することが必要である。



2.2 管理基準

太子町の歩道の劣化状況を踏まえ、早急に補修が必要となる「要補修区間」と今後補修が必要となると仮定した「要経過観察区間」について、段差安全高さに対する目標管理水準を以下のように定めた。

項目	要補修区間（早急）	要経過観察区間
段差安全高さ	10mm 以上	5mm 以上

2.3 点検方法・点検時期

(1) 点検・調査について

歩道舗装の点検・調査は、路面の状況、構造の状況を適確に調査し、既設舗装の状態を正確に把握することにある。

①点検・調査の種類

舗装点検は、概ね日常点検・定期点検・詳細点検・異常時点検に大別される。

点検・調査の種類

点検種類	概要
日常点検	日常点検は、巡回パトロール時の目視観察や道路利用者や沿道住民からの情報により、路面の状況を把握する調査である。
定期点検	定期点検は、路面の性状を定期的に調査し、供用性能の経年変化を把握する目的で実施する調査である。
詳細調査	詳細調査は、舗装の破損原因を特定するため、舗装構造の開削調査を行うものである。
異常時点検	異常時点検は、発災前、発災収束後、ほか必要に応じて実施する調査である。

②点検・調査の概要

舗装点検・調査における種類別の点検の頻度、作業担当を以下に整理する。

点検概要

点検名称	点検手段	点検頻度	作業担当
日常点検	目視	1回／3ヶ月	職員
定期点検	目視	1回／5年間	職員

(2) 各種点検・調査の概要

①日常点検

目的：目視により著しい変状や異常箇所、劣化の有無を確認する

手段：巡回車両からの目視

頻度：1回／3ヵ月

日常点検の内容・着目点

点検対象	点検内容
○歩道舗装	落下物除去・回収 舗装剥離箇所把握 段差箇所把握

②定期点検

目的：道路舗装の劣化状況を正確に把握する

手段：目視により、定量的に把握する

頻度：1回／5年

定期点検の内容・着目点

点検対象	点検内容
○歩道舗装	落下物除去・回収 舗装剥離箇所把握 段差箇所把握 滞水箇所（平坦性）把握 クラック等路面状況確認

③詳細調査

目的：舗装の破壊原因を特定する

手段：舗装構造の開削調査等

頻度：適宜

【詳細調査の着目点】

詳細調査は、舗装の破壊原因を調査するためのものであるため、以下に示す開削調査などにより行う。

なお、詳細調査で得られた結果は、対策工法を検討するための基礎資料となる必要がある。

<開削調査>

開削調査は、舗装の破損原因の究明など、舗装構造の状況を部分的に詳細に調査するのに適している。開削調査では、舗装構成層の変形状況や深さ方向のひび割れ状況を観察、測定する。

④異常時点検

目的：台風、地震（震度4以上）、集中豪雨（時間雨量100mm/h以上）等の重大な被害を想定する災害、重大事故、大きな火災などの前後などに現状把握および情報収集を目的に実施

手段：巡回車両からの目視、近接目視

頻度：必要に応じて実施

3. 計画期間

舗装路面の段差頻度による優先度を考慮し、5年間程度の計画を定める。
但し、随時実施される点検や地域特性の変化に応じて、PDCA サイクルに基づいた計画の改善・見直しを適宜行うこととする。

4. 対策の優先順位（補修計画の方針）

路線ごとに段差箇所数を把握し、段差安全高さが 10 mm を超える箇所が多い路線からスポット的に補修を行い、段差の早期解消に努める。
未着手区間については、要補修区間を完了させた後に着手する。